

ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田50-8, 電話0228-38-3131)

年末・年始労働災害防止強化運動について

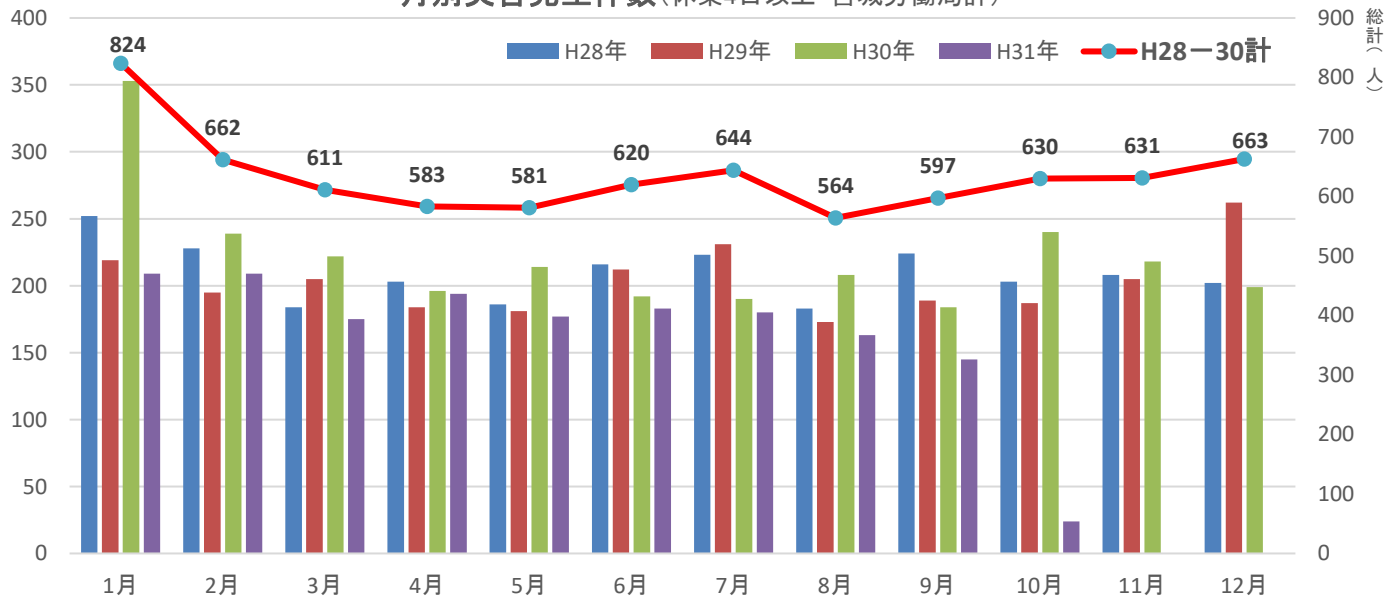
年末年始は、日照時間が短く、視界不良や積雪・凍結並びに心理的な慌ただしさ等、様々な要因が重なりあう時期であり、例年、転倒災害、墜落・転落災害、交通労働災害等の発生が多くなることから、冬季間に向けた転倒災害防止対策の実施や、高年齢労働者が安全で働きやすい職場環境づくり等の取組推進等、労働災害の発生防止に特に注意が求められます。

また、年末年始における長時間労働に起因する健康障害の発生が懸念されることから、「働き方改革」の実現に向けた就労環境の整備や取組のさらなる推進が求められます。

このような中、宮城労働局では、県内すべての労働者が健康で、労働災害のない明るい年末・年始を迎えられるよう「令和元年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開し、「Safe Work ゼロ災MIYAGI」をスローガンとして労働災害防止活動の積極的な推進を図っていきます。

期間：令和元年12月1日から令和2年1月31日

月別災害発生件数(休業4日以上・宮城労働局計)



宮城県特定最低賃金が変わります

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鉄鉄鋳物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	898円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	30.12.20
	923円		1.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	841円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	30.12.20
	862円		1.12.15
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	865円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	30.12.20
	890円		1.12.15

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

労働災害発生状況（令和元年10月末現在）

	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和元年	平成30年	令和元年	平成30年
休業4日以上	94	122	1767	1972
死亡	1	3	15	20